

# 定 款

夢展望株式会社

# 定 款

## 第1章 総 則

### 第1条（商 号）

当社は、夢展望株式会社と称し、英文では、DREAM VISION CO.,LTD.と表示する。

### 第2条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 衣料用繊維製品・装身具・履物・時計・日用雑貨品・玩具・化粧品・食料品等の企画、販売、製造並びに輸出入
- (2) ファッション関連のイベント企画、制作、興行
- (3) ソフトウェア等の企画、制作、販売並びに輸出入
- (4) 特許権・実用新案権・意匠権・工業所有権・著作権・キャラクターの著作権・ノウハウその他の無体財産権の企画、取得、販売、使用許諾並びに仲介
- (5) 広告代理業
- (6) 古物売買業
- (7) コンタクトレンズ（高度医療機器認定商品）の商品企画、販売
- (8) 各種商品のインターネットによる通信販売
- (9) WEBサイトの運営・コンサルティング
- (10) 貴金属、宝飾品、皮革製品、ガラス、陶磁器製品および服装品等の販売
- (11) 経営および管理に関するコンサルティング業務
- (12) 上記各号に付帯関連する一切の業務

### 第3条（本店所在地）

当社は、本店を大阪府池田市に置く。

### 第4条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## 第5条（公 告）

当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

# 第2章 株 式

## 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、20,600,000株とする。

## 第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

## 第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第9条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

## 第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

## 第11条（株式取扱規則）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会にお

いて定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

### 第12条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

### 第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

### 第14条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

### 第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなす

ことができる。

## 第4章 取締役および取締役会

### 第19条（員 数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。

### 第20条（選任方法）

当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### 第21条（任 期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

### 第22条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

### 第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## 第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

## 第 25 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

## 第 26 条（議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役と監査役がこれに記名押印する。

## 第 27 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

## 第 28 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

## 第 29 条（取締役の責任免除）

会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額以上とする。

## 第5章 監査等委員会

### 第30条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

### 第31条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### 第32条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印する。

### 第33条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

### 第34条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

### 第35条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

### 第36条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

#### **第 37 条（会計監査人との責任限定契約）**

当社は、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額以上とする。

## **第 7 章 計 算**

#### **第 38 条（事業年度）**

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

#### **第 39 条（剰余金の配当の基準日）**

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

#### **第 40 条（中間配当）**

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

#### **第 41 条（配当の除斥期間）**

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

### **附 則**

#### **第 1 条（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）**

第 19 期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。